

さくら市社会福祉協議会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会の公印(以下「公印」という。)の種類、保管、使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類、形状及び寸法)

第2条 公印の種類、形状及び寸法は別表1のとおりとする。

(公印の管理者)

第3条 公印の管理者(以下「管理者」という。)は、事務局長とする。

(管理者の代理)

第4条 管理者に事故あるとき又は、管理者が欠けたときは、会長が指定する者が管理者の事務を代理する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第5条 管理者は、公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 管理者は、別表2の公印台帳を備え、公印の新調、改刻又は廃止のつど必要な事項を記載し、整理しなければならない。

(公印の使用)

第7条 管理者は、公印を押印しようとするときは、押印すべき文書と決裁済みの回議書等を照合したうえ、押印しなければならない。

(公印の管理)

第8条 公印は、管理を厳正にし、管理者の承認を受けた場合のほか保管場所以外に持ち出してはならない。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3月27日から施行する。

別表 1

種類	形状	寸法	管理者
会長印	社会福祉法人 さくら市 社会福祉協 議会長之印	縦 21mm 横 21mm	事務局長
会長職務 代理人印	社会福祉法人 さくら市社会福 祉協議会長職務 代理人之印	縦 21mm 横 21mm	事務局長
事務局長 印	社会福祉法人 さくら市社会 福祉協議会 事務局長之印	縦 18mm 横 18mm	事務局長

別表 2

公 印 台 帳

印影	名称	管理者	使用開始 年月日	廃止 年月日	廃止 理由